

メタバース保険に関する法適用上の論点

吉澤卓哉(京都産業大学法学部教授)

目次

1. 序・・・2
2. メタバース保険の分類・・・3
 2. 1. I 類型の保険・・・4
 2. 2. IV 類型の保険・・・4
 2. 3. II 類型の保険・・・5
 2. 3. 1. II R 類型の保険・・・4
 2. 3. 2. II M 類型の保険・・・5
 2. 4. III 類型の保険・・・6
 2. 4. 1. III R 類型の保険・・・6
 2. 4. 2. III M 類型の保険・・・6
3. 各類型のメタバース保険の適用法・・・7
 3. 1. IV R 類型の保険・・・7
 3. 1. 1. 通信販売と同様に捉える考え方・・・7
 3. 1. 2. 通信販売とは異なるものと捉える考え方・・・8
 3. 1. 2. 1. 保険募集規制の適用地・・・8
 3. 1. 2. 2. メタバースの「法」の適用・・・10
 3. 2. II R 類型の保険・・・11
 3. 2. 1. 保険契約準拠法・・・11
 3. 2. 2. 海外直接付保規制・・・12
 3. 3. III R 類型の保険・・・13
 3. 4. II M 類型の保険・・・13
 3. 4. 1. アバター等の法主体性・・・13
 3. 4. 2. 不法行為準拠法・・・15
 3. 5. III M 類型の保険・・・17
 3. 5. 1. 保険契約準拠法・・・17
 3. 5. 2. 現実空間の法の適用可否・・・18

3. 5. 2. 1. 現実空間の公法・・・19
3. 5. 2. 2. 現実空間の私法・・・21
4. 結 論・・・22
参考文献・・・23

1. 序

メタバース(metaverse)の利用者は、仮想空間(バーチャル空間、仮想現実(VR: virtual reality)、電脳空間(cyberspace)などともいう)であるメタバースに、世界中から、思い思いのアバター(avatar)と呼ばれる自分の分身で参加して、単にゲームを楽しむだけではなく、自由に行動したり、他の参加者と交流したりすることができる(現在のメタバースは、オンラインゲーム発展型のプラットフォームと、ソーシャル VR のプラットフォームに大別される¹⁾)。メタバース自体は、当該メタバースの管理者(platformer)が設定・管理するものであるが、一つのメタバース内にいくつもの「ワールド」と呼ばれる空間が設定される。このワールドは、メタバース管理者が設定することもあれば、メタバースへの出店企業が設定することもあれば、利用者が設定できることもある。利用者は、アバターの姿でメタバースに入ったうえで、当該メタバースに設定されている特定のワールドで楽しんだり、他のワールドに移動したりすることができる(ワールドによっては、入場制限が設けられていることもある²⁾)。

ところで、「金融商品やサービスの多くは、物質的なモノの提供というよりも概念的なものであり、デジタル空間と相性が良い」と言われている³⁾。そうであるとする³⁾と、保険という金融商品は、デジタル空間であるメタバースと「相性が良い」ことになる。そのためであろうか、保険業界においてはメタバースの利活用に向けての開発や試行錯誤が行われている(本稿では、保険募集から保険給付に至る一連の過程の全部または一部においてメタバースを利活用する保険のことを「メタバース保険」と称することにする)。

メタバース保険においても法令遵守が求められるかと思われるが、どの法が適用されるかが決まらなると遵守すべき法令が分からない。そこで、以下において、メタバース保険に関する適用法を検討することにした。まずは、メタバース保険をいくつかの類型に分類し、各類型においてどのようなメタバース保険が想定できる

¹⁾ 小笠原(2024)125-127頁参照。なお、仮想空間がもたらすリスクについて OECD (2024) Chap. 4 を参照。

²⁾ プライベート・ワールドや非公開イベントがこれに該当する。

³⁾ 金子＝間瀬(2022)32頁参照。

かを概観する(次述 2)。そのうえで、各類型のメタバース保険に関して、どのような法適用上の問題が生じるかを検討し(後述 3)、最後に結論を述べる(後述 4)。

2. メタバース保険の分類

メタバース保険に関する法的分析を的確に行うには、メタバース保険を一定の類型に分類する必要がある。なぜなら、論者によって議論の前提とするメタバース保険が一致していないことがあり、そのような場合には議論が不毛なものとなったり、収束しなかったりする惧れがあるからである。また、類型毎に法適用上の問題の現れ方が異なるからである。

そこで、保険カバー(保険保護のこと)の対象(たとえば、物保険では、当該物保険の対象となる保険の目的物のことであり、人保険では、当該人保険の対象となる被保険者のことである)の所在と、保険契約締結手続の実施場所とを、現実空間と仮想空間(メタバース)で分けると、表のとおり 4 つの象限に分類することができる⁴(なお、Ⅱ類型におけるⅡR 類型とⅡM 類型の区別およびⅢ類型におけるⅢR 類型とⅢM 類型の区別については後述 2(3)(4)を、Ⅳ類型におけるⅣR 類型とⅣM 類型の区別については後述 3(1)を参照)。

【表：現実空間とメタバースとの保険への関わり方】

		保険契約締結手続の実施場所	
		現実空間	メタバース (仮想空間)
保険カバーの 対象の所在	現実空間	I 類型	Ⅳ類型 (ⅣR 類型とⅣM 類型)
	メタバース (仮想空間)	Ⅱ類型 (ⅡR 類型とⅡM 類型)	Ⅲ類型 (ⅢR 類型とⅢM 類型)

(筆者作成)

⁴ 吉澤(2023)50-57 頁参照。

2. 1. I 類型の保険

I 類型の保険とは、保険カバーの対象、および、保険受益者（損害保険における被保険者や、人定額保険における保険金受取人のこと。以下、同じ）が現実空間に存在し、そして、保険契約に関する一連の手続（保険契約締結手続を含む）が現実空間において行われるものである。一般に保険について議論する際に暗黙の前提とされているのは I 類型の保険である。

2. 2. IV 類型の保険

IV 類型の保険とは、保険カバーの対象は現実空間に存在するが、保険契約締結手続がメタバースにおいて行われるものである。現在はメタバースの黎明期にあたり、この時期のビジネスモデルは、まだ現実空間に立脚したビジネスが中心になると言われている⁵。

たとえば、メタバースにおいて、現実空間用の保険の販売が既に行われている⁶。また、メタバースにおいて、架空の保険給付事由（たとえば、火災、自然災害、入院）をアバターとして「体験」してみることも可能である⁷。さらに、現実空間での保険給付に代えて、メタバースでの保険給付を保険受益者が選択できる（すなわち、保険受益者が指定するアバターに、当該メタバースで通用するトークンまたは暗号資産で保険給付を行うよう指定できる）ようになるかもしれない。

2. 3. II 類型の保険

II 類型の保険とは、保険カバーの対象がメタバースに存在するが⁸、保険契約締結手続は現実空間において行われるものである。基本的には、メタバースにおけるデジタル資産の財産的価値（交換価値、利用価値等）が高まれば高まるほど、デジタル資産の詐欺・盗難や攻撃による損壊・消失が多発すればするほど、そし

⁵ 久保田＝石村(2022)132-133 頁参照。なお、メタバースに開設した仮想店舗における株式販売の日本法上の論点について AMT メタバース法務研究会(2024)203-205 頁を参照。

⁶ 韓国では、ハンファ生命保険がメタバースに仮想ファイナンシャル・プランナーを登場させたようである。Ref., <http://m.theinvestor.co.kr/view.php?ud=20221109000173>。また、日本では 2023 年 1 月より東京海上日動火災保険がメタバースでの商品説明を開始している。Ref., https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/release/pdf/221226_02.pdf。

⁷ Ref., PwC (2022)。

⁸ 正確には、保険カバーの対象がメタバースに存在するかのように見えるが、実際には電子データとして現実空間に存在している。

て、詐欺等の調査・捜査や被害資産の回復が困難であればあるほど、Ⅱ類型の保険の需要が高まることになる。

2.3.1. ⅡR 類型の保険

ここで、Ⅱ類型の保険の付保対象となるリスク、すなわち、メタバース等の仮想空間に関するリスクとは、最終的には現実空間における法主体（たとえば、アバターの所有者や、メタバースに出店している現実空間の事業者や、メタバースを運営している現実空間のメタバース管理者。なお、アバターやメタバース内の店舗等のことを、以下、アバター等という）が負担するものであると一応は考えられる。Ⅱ類型の保険のうち、このようなリスク負担の形態、すなわち、保険受益者が現実空間における法主体であるⅡ類型の保険を、ⅡR 類型の保険と呼ぶこととする（なお、「R」という文字は、現実空間を意味するものとして付した）。保険受益者は現実空間の法主体であるので、保険給付手続は現実空間においてなされることになろう。ちなみに、一般に、「メタバースに関する保険」と称される場合には、ⅡR 類型の保険を想定していることが多いかと思われる⁹。

2.3.2. ⅡM 類型の保険

その一方で、メタバース内で発生する事故は、第一次的には、メタバース内部において、アバター等自身がリスクを負担していると捉えることも可能である。特に、アバター等の背後にいる現実空間の法主体を特定することが困難である場合や、アバター等の背後にいる現実空間の法主体を明らかにすることが憚られる場合には、そのように捉える必要性が高い。

たとえば、メタバース内において、アバターが「身」につけていたブランド品のバッグが「盗まれ」たり（現実空間の視点からすると、たとえば、データの無断複製および元データの破壊と捉えることになろう）、何者かの加害行為によって店舗が利用不能となったりしたような場合には（現実空間の視点からすると、たとえば、通信妨害と捉えることになろう）、第一次的には、アバター等自身が被害「者」であると捉えることも可能である。もちろん、アバター等は、現実空間における法主体ではない。けれども、当該メタバース内においては、まさにアバター等自体が被害「者」なのであって、その背後にいる現実空間における法主体が誰であるかは、メタバース内では問題とはならないかもしれないのである。

⁹ たとえば、あいおいニッセイ同和損害保険の 2023 年 2 月 6 日付けのニュースリリースによると、同社は、「メタバース専用パッケージ保険」の提供を国内で初めて開始したとのことであるが、これはⅡR 類型の保険である。Ref., https://www.aioinissaydowa.co.jp/corporate/about/news/pdf/2023/news_2023020501103.pdf.

そうであるとする、メタバース内で発生するリスクの負担者をアバター等自体であると捉えて、メタバース内でのみ通用する保険を想定することも可能であり、また、その必要性もある。このようなリスク負担の形態、すなわち、保険受益者が仮想空間におけるアバター等であるⅡ類型の保険を、ⅡM 類型の保険と呼ぶこととする(なお、「M」という文字は、仮想空間を意味するものとして付した)。つまり、ⅡM 類型の保険とは、アバター等を保険受益者として、現実空間において保険契約締結を行うが(したがって、保険者も保険契約者も現実空間の法主体である)、メタバース内で発生した事故について、メタバース空間で、アバター等自体がメタバース内の保険者(保険引受をした現実空間の保険者がメタバース内に設置したメタバース保険者)に保険給付請求を行い、保険給付を受ける保険である。保険給付は、メタバース内で通用するトークンや暗号資産等で支払われたり、損傷したアバター等の修復といった現物給付がなされたりすることになる。

こうしたⅡM 類型の保険は、一種の「バーチャル保険」である。ただし、保険契約締結手続は現実空間で行うため、完全な「バーチャル保険」ではない(完全な「バーチャル保険」は後述(4)②のⅢM 類型の保険である)。

2. 4. Ⅲ類型の保険

Ⅲ類型の保険とは、保険カバーの対象がメタバースに存在し、かつ、保険契約締結手続もメタバースにおいて行われるものである。

ここで、Ⅱ類型の保険をⅡR 類型の保険とⅡM 類型の保険に分類したのと同様にⅢ類型の保険をさらに分類すると、保険の受益者を現実空間の法主体に設定すればⅢR 類型の保険となり、保険の受益者を仮想空間におけるアバター等に設定すればⅢM 類型の保険となる。

2. 4. 1. ⅢR 類型の保険

ⅢR 類型の保険とは、メタバース空間の財産を保険カバーの対象として、保険契約締結手続がメタバースにおいて行われる保険であって、現実空間の法主体を保険受益者とするものである。保険受益者は現実空間の法主体であるので、保険給付手続は現実空間においてなされることになる。

2. 4. 2. ⅢM 類型の保険

ⅢM 類型の保険とは、メタバース空間の人や財産を保険カバーの対象として、保険契約締結手続がメタバースにおいて行われる保険であって、メタバース空間のアバター等を保険受益者とするものである。保険給付は、メタバース内で通用するトークンや暗号資産等で支払われたり、損傷したアバター等の修復といった現物給付がなされたりすることになる。つまり、保険契約の締結手続を、アバタ

一等がメタバース内の保険者とメタバース内で行い、また、メタバース内で発生した事故について、メタバース内において、アバター等自体がメタバース内の保険者に保険給付請求を行って保険給付を受けることになるので、完全な「バーチャル保険(仮想保険)」である。

3. 各類型のメタバース保険の適用法

このようにメタバース保険はⅡ類型～Ⅳ類型に分類することができ、そして、Ⅱ～Ⅳ類型をさらにⅠR類型とⅠM類型に分類することができるが(なお、Ⅳ類型の保険もⅣR類型とⅣM類型に分類できることについて次述(1)を参照)、各類型における適用法をここで検討する。なお、当然のことながら、各国の保険契約法や保険監督法が前提としているのは、基本的にはⅠ類型の保険である。

3. 1. ⅣR 類型の保険

ⅣR 類型の保険とは、現実空間の人や財産を保険カバーの対象として、メタバース空間で保険契約締結手続を行う保険である(前述 2(2))。このⅣR 類型の保険も、ⅣR 類型の保険(現実空間の法主体を保険受益者とするⅣR 類型の保険)と、ⅣM 類型の保険(仮想空間のアバター等を保険受益者とするⅣR 類型の保険)に細分化することができるが、当面はⅣR 類型の保険の実施が予定されているので、ⅣR 型の保険に適用される法を検討する。ここで、ⅣR 類型の保険への適用法は、保険の通信販売と同様に捉える考え方(次述①)と、そうでない考え方(後述②)に分かれることになる。

3. 1. 1. 通信販売と同様に捉える考え方

ⅣR 類型の保険では、保険契約手続が仮想空間で行われるものの、保険カバーの対象は現実空間に存在するので、保険者も現実空間の法主体であることが多いであろう。そのため、ⅣR 類型の保険は、通常の保険(Ⅰ類型の保険)の販売チャンネルをメタバースという仮想空間に設置したものと捉えることもできる(あるいは、そのように捉えがちである)。そして、このようなⅣR 類型の保険は、Ⅰ類型の保険における通信販売(郵便、電話、インターネット¹⁰、テレビ会議システム等の通信手段を用いた隔地者間取引)と法的に異なるところはないと捉えることもできる¹¹。

そうであるとすると、通信販売されるⅠ類型の保険において適用される保険契約法や保険監督法¹²が、ⅣR 類型の保険、すなわち、現実空間の人や財産を保

¹⁰ インターネット販売は、郵便を利用した販売行為や電話を利用した販売行為と同様に捉えることができると言われている。道垣内(1997)60頁参照。

¹¹ 竹下教授も、ことⅣR 類型の保険に関してはこの立場である。竹下(2023)III2参照。

¹² インターネット販売を想定して、保険業法施行規則 11 条 2 号の 2 および保険会社

險カバーの対象とし、現実空間の法主体を保険受益者として、メタバースで保険契約締結手続が行われる保険にも適用されることになる。IVR 類型の保険が既に実施されているが(前述 2(2)参照)、このような法的整理をしているものと推測される。

3. 1. 2. 通信販売とは異なるものと捉える考え方

しかしながら、IV 類型の保険を通信販売と全く同様に捉えることに違和感がない訳ではない。

なぜなら、第 1 に、規制(たとえば、保険募集規制)の対象となる行為が行われているのは、現実空間ではなくて仮想空間であり、当該規制が仮想空間に及ぶか否かが、まずは問題となる筈だからである(次述(a))。第 2 に、仮に当該メタバースにおいて一定の(あるいは、相当程度の)メタバース「法」が整備されているとしたら、そのようなメタバース内においては、当該メタバース「法」が適用されることに法的障碍はないとも考えられるからである(後述(b))。

3. 1. 2. 1. 保険募集規制の適用地

保険契約締結を始めとする保険募集が行われているメタバースという仮想空間は、現実空間とは別個の空間であって、通信販売という現実空間での出来事とは根本的に異なるとも考えられる。

通信販売(特に、インターネット販売)は、国際私法においては、越境取引が容易になるという特徴と、契約締結地という密接関係地が特定できない、あるいは、特定しにくいという特徴があることが着目されている。他方、保険監督法においては、通信販売である非対面取引は、むしろ越境取引をさほど想定しておらず(基本的に、各国において越境取引が禁止されているため)、対面取引とは異なる特徴があることが着目されている。

たとえば、日本の保険業法は、保険会社の免許申請書類の一つである事業方法書の審査基準の一つとして、通信販売に関して、「保険契約の申込みをした者の本人確認、被保険者の身体の状態の確認」といった通信販売に特有の明らかな事情のほか、「契約内容の説明」にも着目している(保険業法 5 条 1 項 3 号ホ、同法施行規則 11 条 2 号の 2。また、保険監督指針 II-4-2-2(2)⑩参照)。このことは、非対面取引では、対面取引とは異なり、あるいは、対面取引以上に、「契約内容の説明」が不十分となる事情が存在しがちであることを意味していると考えられる。さら

向けの総合的な監督指針(2024 年 2 月。以下、保険監督指針という)IV-1-13 が規定されている。そして、前者の規制対象は「電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器を利用して、保険契約の申込みその他の保険契約の締結の手続を行うもの」と規定されているため、メタバースを利用した保険販売にも適用されると考えられる。後者でも、「規則第 11 条 2 号の 2 の規定に基づき審査を行う場合」と規定されているため、メタバースを利用した保険販売にも適用されるかと思われる。

には、説明文が画面表示される場合のみならず、電話やテレビ会議システム等を用いて契約内容が口頭で説明される場合であっても、対面販売と同程度に契約内容を理解することが困難であるだけでなく、説明主体の信用度を判断することが困難だと考えられているようにも思われる。すなわち、一般に、対面取引では、人は、口頭や文書で説明される内容とは別に、相手方の表情・態度や声の調子、他の従業員の様子、店舗の雰囲気や清掃状況等といった、多彩な周辺情報も参考にしながら契約締結の可否や内容の判断を行っている。他方、通信販売では、そうした多彩な周辺情報が全く、あるいは、十分には入ってこないのである(テレビ会議システムでも同様かもしれない)。

一方、メタバースでは、利用者自身がアバターとなって仮想空間に入り込んで行動したり会話したりすることができ¹³、そのため、利用者は、あたかも自分自身が当該仮想空間に居るかのような感覚に陥ることになる(没入感)。また、他のアバターと会話をしたりする際には、「対面」しているアバターの表情(ただし、今のところ表情のバリエーションは少ない)・態度や声の調子といった周辺情報も入ってくるのである(他者に関する多彩な周辺情報の取得。現実空間における対面販売ほどではないが、多彩な周辺情報が取得される)。そして、会話をしたりしている他のアバターと同じ場所に居る感覚(時間と場所を共有している感覚)に陥るのである(他者との時空共有感覚)。これらの点において、メタバースでの保険販売は、現実空間における通信販売(たとえば、インターネット販売¹⁴)とは相当に異なっており、むしろ、対面販売に近い状況になる(将来的にメタバース空間が洗練されたものになっていけばいくほど、対面販売と遜色ないようになっていくであろう)。

IVR 類型の保険に関する保険募集は、このような特徴を持つメタバースにおいて行われるものである。そのため、IVR 類型の保険に関する保険募集を、現実空間における通信販売と同視せずに、仮想空間という別世界(正確には、別空間)における「対面」販売と捉える考え方も十分に成り立ち得るところであろう¹⁵。

¹³ なお、テレビ会議システムでは、モニターに表示される相手との会話は可能であるが、他の者との会話は基本的には不能であり、また、自由に歩き回ることができない。

¹⁴ 典型的には、道垣内(1997)60頁が前提としている状態、すなわち、「コンピュータに向き合って指先を動かすだけ」という状態である。

¹⁵ 現実空間で引き渡したり提供されたりする財物や役務を仮想空間で販売する行為を、通信販売ではなくて「対面」販売と捉える考え方は、保険監督法を始めとする金融監督法その他、消費者法においても採用されていくかもしれない。たとえば、訪問販売や訪問購入に関する規制(特定商取引法2条1項、58条の4)や、不退去、退去妨害、退去困難な場所への同行、威迫言動による相談連絡の妨害という困惑勧誘に基づく契約の取消権(消費者契約法4条3項1号~4号)は、仮想空間においても適用すべきかもしれない。なお、小笠原(2024)145-146頁は、特定商取引法の通信販売に該当する

ここで問題となるのが、保険募集を一定の者に制限する保険業法 275 条である。この規制は、明文では示されていないが、日本国内において保険募集を行う場合に適用されるものであると考えられる¹⁶。換言すると、日本国外で保険募集が行われても、当該規制は適用されない。そうであるとする、IV類型の保険を現実空間での通信販売とは異なるものと捉える立場では、すなわち、仮想空間における「対面」販売と捉える立場では、「対面」販売が行われている仮想空間は「現実空間における日本」ではない空間であるので、日本の保険業法の募集規制は及ばないと考えられないではない。メタバースという仮想空間は、基本的には特定の国家に帰属するものではなく、また、当該仮想空間を訪れる者を限定しないメタバースも多く存在しており、かつ、来訪者を限定しないメタバースではアバターの背後にいる現実空間の法主体の所在国や氏名の開示を求めないのが通常である。このような事情を踏まえると、たまたま日本に居住する者があるメタバースを訪れて保険契約を締結したとしても、現実空間における日本という国の国家法の一つである保険業法中の保険募集規制が及ぶとは一概には言えないであろう¹⁷。

3. 1. 2. 2. メタバースの「法」の適用

保険カバーの対象は現実空間に存在するとしても、現実空間の保険者と現実空間の保険契約者の両者がアバター等となって、同一のメタバース内において保険契約締結手続を行うのであるから、当該保険契約締結行為に関して、当該メタバース内においては(つまり、現実空間(の裁判所)における法適用ではない)、当該メタバースにおける「法」(これは、特定の仮想空間における規律であって、現実空間の法ではない。法という単語が現実空間のものを前提としている可能性があるので、カギ括弧を付した)が適用されても良いとも考えられる。

たとえば、日本の監督規制よりも遥かに保険契約者の保護と保険会社の健全性確保が進んだ「法制」が整備されているメタバースが存在する場合に、あえて保険契約当事者が当該メタバースを選択して保険契約締結手続を行ったときには、

とする。

¹⁶ なお、保険募集に関する行為規制である情報提供義務(保険業法 294 条、294 条の 2)や禁止行為(同法 300 条)も同様に考えられる。

¹⁷ 外国保険会社免許(保険業法 185 条 1 項)を受けた「外国保険会社等」(同法 2 条 7 項)の日本支店等が日本所在財産等に係る保険契約を締結するには、「日本国内において」契約締結をしなければならない(同法 185 条 6 項)。ここで、「日本国内において」という文言の解釈次第では同様の問題が生じる。なぜなら、当該文言が契約締結地を(も)意味していると解する立場では、契約締結地が日本国内であることが求められるからである。そのため、日本所在財産等に係るIV類型の保険を「外国保険会社等」が引き受ける場合には、メタバースでの保険契約締結が「日本国内において」なされたと言えるか否かが問われることになる。

こと当該メタバース内においては、当該メタバースにおける「法制」（保険監督「法」や保険契約「法」）を適用して保険契約者（より正確には、当該メタバースにおけるアバター等）を保護することに対して、現実空間の法（たとえば、日本法）が干渉する必要はないとも考えられる。特に、保険契約締結手続のみならず、保険給付手続までメタバース内で行う場合には、その要請は強くなる。

なお、この立場を採るとしても、仮想空間での事態に関して現実空間で紛争が発生した場合に、現実空間において、現実空間の法¹⁸を適用することを妨げるものではない（したがって、「通信販売と同様に捉える考え方」（前述①）と両立し得ることになる）。

3. 2. II R 類型の保険

II R 類型の保険とは、仮想空間のアバターや財産を保険カバーの対象とし、現実空間の法主体を保険受益者として、現実空間で保険契約締結手続を行う保険である。現実空間の法主体が受益者であるから、保険給付（金銭給付や現物給付）も現実空間でなされることになろう。I 類型との相違点は、保険カバーの対象が、現実空間の人や財産ではなくて、仮想空間のアバターや財産であることである。したがって、保険契約者も保険者も現実空間の法主体であれば、保険カバーの対象が仮想空間にあること以外は、通常の保険と変わらない。

ここでは、II R 類型の保険に関して、保険契約準拠法と海外直接付保規制を検討する。

3. 2. 1. 保険契約準拠法

日本の保険業法に基づく保険業の免許を受けている保険会社が保険者となり、アバター等の所有者である日本の居住者や日本所在の団体が保険契約者となって、メタバース内のアバターや財産を保険カバーの対象とする II R 類型の保険契約を、現実空間である日本国内において締結する場合には、当該保険契約の契約準拠法は日本法になると一応は考えられる¹⁹。一般に、日本の損害保険会社が用いている保険約款には準拠法条項が存在し、日本法を準拠法として指定しているからである²⁰。

¹⁸ なお、仮に現実空間において、特定のメタバースにおける「法」を準拠法として有効に指定することができるかとする、メタバース「法」を指定すれば契約準拠法が現実空間でも同じになる。

¹⁹ 日本法が II R 類型の保険の契約準拠法となる場合には日本の保険法が適用されることになるが、その際の保険法上の論点を検討するものとして吉澤（2023）60 頁以下を参照。

²⁰ なお、日本の生命保険会社は一般に保険約款に準拠法条項を設けていないが（吉澤（2017）参照）、II R 類型の保険では人保険は存在しないので（吉澤（2023）62 頁参

日本が法廷地となる場合には日本の国際私法で準拠法が決まることになるが、日本の国際私法においても契約準拠法の合意は有効とされており(通則法 7 条)、事業者向け保険に関しては、指定されている日本法が準拠法となる。また、消費者向け保険に関しても、保険契約者の常居所地が日本であれば、やはり指定されている日本法が準拠法となる(通則法 7 条、11 条 1 項)。

仮に、準拠法指定条項が保険約款中に存在しない場合には、最密接関係地法によることになる(通則法 8 条 1 項)。ここで、特徴的給付を一方が行う法律行為に関しては事業所所在地法が最密接関係地法と推定されるが(通則法 8 条 2 項)、一般に保険契約はこれに該当すると考えられている²¹。そのため、準拠法条項が保険約款中に存在しなくても、事業者向け保険に関しては、基本的には保険者の事業所所在地法である日本法が準拠法となる。また、消費者向け保険に関しても、保険契約者の常居所地が日本であれば、やはり日本法が準拠法となる(通則法 11 条 2 項)。

3. 2. 2. 海外直接付保規制

保険に関しては、一般的な商品や役務と異なり、世界各国のほとんどの保険監督法が保険の越境取引を原則として禁止している。この保険の越境取引禁止規制は、免許制に依る法域と、海外直接付保規制に依る法域に大別される²²。

日本は海外直接付保規制で越境保険取引を規制している。すなわち、「日本に住所若しくは居所を有する人若しくは日本に所在する財産」等(以下、日本所在財産等という)について、海外直接引受が禁止されている。具体的には、原則として、日本に支店等を設けていない「外国保険業者」(同法 2 条 6 項)が日本所在財産等について保険引受を行うことは保険業法 186 条 1 項違反となるし、また、保険契約者は同条 2 項違反となる。このように、海外直接付保規制は、リスク所在地ベースの規制である。

したがって、II R 類型の保険に関して日本の海外直接付保規制におけるリスク所在地が問題となる。正確には、メタバース内のアバターや財産が、保険業法 186 条 1 項にいう「日本に所在する財産」に該当するか否かが問題となる。

一つには、メタバース内のアバターや財産は現実空間における電子情報であると捉えて、当該電子情報の所在地あるいは当該電子情報の管理地をリスク所在地と捉える考え方があり得よう。この立場では、当該メタバースの電子情報の所

照)、日本の生命保険会社が II R 類型の保険者となることはないと考えられる。

²¹ 法例研究会(2003)43 頁、櫻田=道垣内(2011)209 頁[中西康]、澤木=道垣内(2018)184 頁参照。また、奥田(2009)344 頁参照。

²² 吉澤(2016)参照。

在地あるいは管理地が日本国内であれば、海外直接付保規制が適用されることになる。

もう一つには、メタバー스는現実空間とは異なる全く別の空間であると捉える考え方があり得る。この立場では、メタバー스는、現実空間ではないので、したがって、日本という現実空間でもないので、Ⅱ類型やⅢ類型の保険には海外直接付保規制が適用されないことになるであろう。そのため、日本で外国保険会社免許を受けていない「外国保険業者」であっても、メタバー스内のアバターや財産に関する保険を海外から直接引き受けることができることになる。

3. 3. ⅢR 類型の保険

ⅢR 類型の保険とは、仮想空間のアバターや財産を保険カバーの対象とし、現実空間の法主体を保険受益者として、仮想空間で保険契約締結手続を行う保険である。現実空間の法主体が受益者であるから、保険給付(金銭給付や現物給付)も現実空間でなされることになる。

このⅢR 類型の保険は、ⅣR 類型のメタバー스保険としての特徴と、ⅡR 類型のメタバー스保険の特徴を併せもつこととなる。したがって、ⅣR 類型の保険で取りあげた保険募集主体規制の適用地(前述 3(1)②(a))や、メタバー스「法」の適用(前述 3(1)②(b))という問題が生じることになる(なお、ⅢR 類型の保険についてⅠ類型の保険の通信販売と同視することは、ⅣR 類型の保険についてⅠ類型の保険の通信販売と同視することよりも困難であろう)。また、ⅡR 類型の保険で取りあげた海外直接付保規制に関するリスク所在地(前述 3(2)②)という問題が生じることになる。

3. 4. ⅡM 類型の保険

ⅡM 類型の保険とは、仮想空間の人や財産を保険カバーの対象とし、仮想空間の法主体を保険受益者として、現実空間で保険契約締結手続を行う保険である。ⅡM 類型の保険は、ⅡR 類型の保険としての問題点(海外直接付保規制に関するリスク所在地の問題。前述 3(2)②参照)を抱えているが、さらに、次のような問題も抱えることになる(ただし、保険に特有の論点ではない)。

3. 4. 1. アバター等の法主体性

ⅡM 類型やⅢM 類型の保険では、メタバー스のアバター等を保険受益者とす。保険契約者や保険者については特に限定されていないが、保険契約者も保険者も、やはりメタバー스のアバター等となる可能性がある。そのため、アバター等が保険受益者や、さらには、保険契約者や保険者となることができるのか、という問題を検討する必要がある。

現実空間における法の立場からすると、通則法は一般的権利能力という単位法律関係を設定していないが、(現実空間における)どの法が準拠法とされても、アバター等自体が法主体となることはなく、アバター等の背後にいる現実空間の法主体が、保険受益者や保険契約者や保険者になるに過ぎないと考えることになろう。けれども、この法的整理では、AIアバター等の取扱いに工夫が必要となる。AIアバター等を操作したりしている現実空間におけるコンピュータを特定し、その管理権限者をもって当該AIアバター等の法主体性を認めることになるのかもしれない²³(また、メタバース内の「法人」についても同様の問題が生じる²⁴)。

また、将来的に、いずれかの法域において、アバター等の法主体性が認められるようになれば²⁵、現実空間の適用法を決定する実質的必要性が生じることになる。その際に、たとえばアバター等の背後にいる現実空間の法主体の常居所地等を連結点にしてしまうと、同一メタバース内において法主体性が認められるアバター等と認められないアバター等が混在してしまうことになる。しかも、当該アバター等の背後にいる現実空間の法主体が誰であるかを他のアバター等は知らないため、法的安定性が害されることになる。そのため、メタバース自体を連結点にせざるを得ないとも考えられるが、当該メタバースを現実空間における何処かの場所として特定することができないかもしれないという問題が生じる。

他方、仮想空間内部においては、アバター等自体に「法」主体性を認めても良いのかもしれない。現実に行われているゲームの世界やメタバースの空間においては、その世界や空間を楽しんでいる現実空間のわれわれ自身が、ゲームのキャラクターやメタバースのアバターに「人格」を認めているように思われる。そうであるとする、少なくとも全てがメタバース内で完結するⅢM 類型の保険(後述 3(5)参照)に関しては、当該メタバース内ではアバター等自体に「法」主体性を認めても差し支えないと思われる。また、保険契約締結手続きだけが現実空間で行われるものの、それ以外のことが全てメタバース内であるⅡM 類型の保険に関しても、同様に捉えることができるかと思われる。もちろん、あるメタバース内(のあるワールド)においてアバターに「法」主体性を認めるからといって、現実空間において、アバター等を法主体として取り扱うことを意味するものではない。

²³ ただし、コンピュータが勝手に、つまり、管理権限者の指示なく、AIアバター等を作り出してしまった場合や、サイバー攻撃を受けて、管理権限者の意図せぬAIアバター等が作り出されてしまった場合には、法主体性が誰にも認められないのかもしれない。

²⁴ なお、Mooij (2024) pp. 104-107 は、メタバース内に存在する「法人」であって、当該「法人」の背後にいる現実空間の者が法人格を持たない形態を ‘a virtual stateless company’ と称して、検討を行っている。

²⁵ 仮想空間のアバターに法主体性を認めるべきことも既に議論されている。Ref., Cheong (2022).

3. 4. 2. 不法行為準拠法

II M 類型の保険やIII M 類型の保険では、保険受益者はメタバースのアバター等自体であり、そして、保険カバーの対象はメタバース内のアバターや財産である。つまり、両類型の保険は、まさにメタバース内におけるアバター等の財産や活動に関するリスクを、アバター等に対して補償・保障するものとなる。ところで、メタバース内では、不法行為も生じ得る。たとえば、加害アバターが、他のアバターが装着している靴や鞄を、無断で複製して着用したり所持したりしてしまうかもしれない(現実空間から見れば、他のアバターのデータの不正複製や自身のアバターのデータの不正改変である。なお、故意であれば責任保険は保険者免責となるが(保険法 17 条 2 項)、過失であれば免責とならない)。このような場合に、加害アバター等に不法行為責任が発生するか否か、また、発生するとした場合の責任内容が問題となる。

一つの考え方として、こうしたメタバース内での不法行為を、アバター等の背後にいる現実世界の法主体間での不法行為と捉えれば、現実世界における不法行為に関する準拠法を適用すればよいことになる。

日本の国際私法では、第一次的には、結果発生地法が不法行為準拠法となる(通則法 17 条本文)。ここで、当該メタバースという仮想空間ではなくて、被害に遭ったアバター等の背後にいる所有者の現実空間における所在地を結果発生地と捉えることができるかもしれない²⁶。けれども、仮にそのように捉えることができるとしても、アバター等の背後にいる所有者の現実空間における所在地は通常予見することができないので、結果発生地法ではなくて、加害行為地法(同条但書)によることになる²⁷。ここで、加害行為地はメタバースという仮想空間であって、現実空間における特定の地を加害行為地と特定できないとすると、適用法を決定することができない²⁸。そこで、他の密接関係地を探ることになるが(通則法 20 条。

²⁶ メタバース官民連携会議(2023) 67 頁は、「日本国内のユーザーに向けたメタバース空間」における権利侵害であれば当該不法行為の結果発生地は日本であるとする。また、AMT メタバース法務研究会(2024) 151 頁も、単純に結果発生地である日本法が不法行為準拠法になるとする。

²⁷ ただし、名誉毀損・信用毀損の不法行為に関しては、被害者の常居所地法による(通則法 19 条)。けれども、名誉または信用を毀損されたアバターの背後にいる所有者の常居所地は加害者にとって全く予想できないことが多い(また、通則法 20 条が適用される場面も少ないであろう)。この点において、単なるインターネットを介したソーシャル・メディアにおける名誉毀損(Ref., Mills (2015))とは、相当に状況が異なる。ただ、いわゆるVTuber (Virtual YouTuber. アバターを用いて、インターネットなどで動画配信などを行う者)に関しても、背後にいる操作者の常居所地が不明であるので、メタバースに特有のことではない。

²⁸ サイバースペースにおける不法行為に関して、不法行為地を現実空間における地として捉え難いことは以前から指摘されている。Ref., Burnstein (1996) p. 93.

例外条項)、メタバースにおける不法行為に関してそのような地がうまく見いだせるかどうか全く不明である²⁹。そのため、メタバース内における不法行為に関しては、現実空間における準拠法決定がうまくいかない可能性が十分にある。

もう一つの考え方として(ただし、上述の考え方と両立し得る考え方である)、当該メタバースに不法行為「法」が整備されているのであれば、当該「法」を適用することも考えられよう(同様の論点についてIVR 類型の保険に関する前述 3(1)②(b)を参照)。あるいは、そのような「法」が未整備であっても、参加資格が限定されているメタバースでは、当該メタバースの参加者が、事後的に、発生事案の対応策を話し合っ決定したりすることも可能であろう³⁰。

もちろん、こうした解決方法はあくまでも当該メタバース内において適用されるものであって、現実空間における法の適用を妨げるものではない。そのため、たとえメタバース内において紛争が解決したとしても、現実空間において当該紛争が蒸し返される可能性は残る。けれども、メタバース内において解決した事案は、現実空間で改めて争われることは少ないであろうし、特に合意で解決したような場合に

²⁹ 横溝(2020) 161-162 頁は、デジタル・プラットフォームにおける利用者間の不法行為に関して、準拠法の選択がない場合には、両利用者の期待を考慮して、例外条項等を活用して、管理者と利用者とのプラットフォーム利用契約の準拠法を適用する見解(Lutzi (2018) pp. 136-141)に賛同する。

しかしながら、この例外条項の利用が常に適切あるいは有用であるとは限らない。たとえば、管理者の事業所所在地と無関係な地の法が利用契約の準拠法として指定されていた場合には、例外条項を用いて当該契約準拠法と同じ法を不法行為準拠法とすることには疑問も生じよう。

またたとえば、メタバース内に利用者が設置したワールドにおいて、当該ワールドの利用に関する契約準拠法として、当該メタバースの利用に関する契約準拠法と異なる法を指定することも可能である(ワールド設置者と利用者の間での、当該ワールドの利用契約に関する準拠法となる)。この場合において、当該ワールド内で生じた不法行為について、例外条項を用いるとしても、メタバースの契約準拠法を用いるべきか、それとも、ワールドの契約準拠法を用いるべきかが決まらないことが多いだろう。

さらには、管理者と利用者のプラットフォーム利用契約の準拠法が当該メタバース内で発生する不法行為準拠法ともなることに関して、メタバースによっては、そもそも利用者がそのような期待を抱いているとは限らないと思われる(仮に、現時点ではそのような期待が存在するとしても、将来的には、利用者にそのような期待を抱かせないメタバースも出現するかもしれない(典型的には、「本メタバース内で発生する不法行為には、本メタバースの利用契約の準拠法が必ずしも適用される訳ではありません。」と明言する利用契約が考えられる)。

³⁰ メタバースで発生した強制猥褻事件に関して Dibble (1994) を参照。

なお、ソーシャル VR におけるハラスメント対策に関する最近の研究として、たとえば Freeman *et al.* (2022) を参照。

は、もはや現実空間において争われることはないであろう。また、匿名性に関心の高い者は、現実空間での紛争(特に、裁判)を避ける可能性が高い。

3. 5. III M 類型の保険

III M 類型の保険とは、仮想空間のアバターや財産を保険カバーの対象とし、仮想空間のアバター等を保険受益者として、仮想空間で保険契約締結手続を行う保険である。

III M 類型の保険は、III R 類型の保険としての問題点(前述 3(3)参照)、および、II M 類型特有の問題点(前述 3(4)参照)抱えているが、さらに、次のような問題も抱えることになる。

3. 5. 1. 保険契約準拠法

日本の国際私法におけるメタバース保険の保険契約準拠法については、II R 類型の保険に関して一応の検討を行ったところである(前述 3(2)①)。けれども、III M 類型の保険には、同じ分析が当てはまらない。なぜなら、II R 類型の保険では、保険カバーの対象は現実空間の人や財産であり、保険契約者も保険者も保険受益者も現実空間の法主体であったのに対して、III M 類型の保険では、保険カバーの対象は仮想空間のアバターや財産であり、保険契約者も保険者も保険受益者も仮想空間のアバター等だからである。

保険契約準拠法を日本法に指定している場合には、保険者や保険契約者がたとえ仮想空間のアバター等であったとしても、当該アバター等の背後にいる現実空間の法主体によって、アバター等を介して指定された法が準拠法となると一応は考えられる(したがって、結論はII R 類型の保険と同じになる)。そして、このことは、たとえ保険契約者たるアバターの背後にいる現実空間の消費者の常居所地が日本でなくても、消費者契約の特則は適用されないと考えられるため、消費者向け保険でも同じである。なぜなら、メタバースを通則法 11 条 6 項における「地」と捉えることが可能であるとすると³¹、同項 1 号や 2 号に該当するからである。また、仮に、メタバースを同項における「地」と解釈することができないとしても、アバターの背後にいる現実空間の消費者の常居所地を知らず、かつ、当該不知について相

³¹ 国際私法の観点からは、現実空間における通信販売とメタバースにおける「対面」販売との最大の相違点はここにある。すなわち、通信販売は隔地者間の取引であるので契約締結地という密接関係地を觀念しにくい(あるいは、いずれの契約当事者の所在地を密接関係地とするのか一義的に決まらない)。これに対して、たとえばIV類型やIII類型の保険は、メタバース空間においてアバター等どうしで一種の「対面」販売がなされたと捉えることもできるので、契約締結地を觀念することが一応は可能である(ただし、その場合の契約締結地は仮想空間であって、現実空間ではない)。

当理由があるので 3 号に該当すると考えられるからである³²。

しかるに、保険契約準拠法を指定していない場合には、「保険者」が仮想空間のアバター等であると(以下、バーチャル保険者という)、メタバースという仮想空間においてはバーチャル保険者の現実空間における事業所所在地が明らかではないことがあり得るので(特に、現実空間においては保険業を営んでいない者が、メタバースにおいてバーチャル保険者として「保険業」を営む場合)、そのような場合には特徴的給付に基づく推定規定(通則法 8 条 2 項)は働かないと考えられる。そうであるとする、何らかの方法で最密接関係地(通則法 8 条 1 項)を探ることになるが、メタバース自体が最密接関係を有することになる可能性が十分にある(特に、ⅢM 類型の保険をメタバース内での一種の「対面」販売と捉える立場では(前述 3(1)②参照)、そうなる可能性が高まる)。けれども、メタバース自体は仮想空間であって、現実空間における特定の場所ではないので、メタバースによっては、現実空間における当該メタバースの最密接関係地を特定することが困難なものも存在しよう(むしろ、現実空間における密接関係地が分からないところに当該メタバースの良さがあることもある)。そして、この問題は事業者向け保険に関してのみ発生するものではない。上述のとおり、たとえ保険契約者たるアバターの背後にいる消費者の常居所地が日本でなくても、消費者契約の特則は適用されないと考えられるため、消費者向け保険に関して同じ問題が発生する。

3. 5. 2. 現実空間の法の適用可否

前述①では、ⅢM 類型の保険も、アバター等の背後にいる筈の現実空間の法主体間で契約行為がなされていると捉えた。しかしながら、少なくともⅢM 類型の保険に関しては、そして、メタバース内においては、アバター等を基軸にして物事を考えることもできよう。

そもそも、メタバースにおいては、法体系の構築も含めて、いかようにも仮想空間を構築することができる。ⅢM 類型の保険は、保険の受益者のみならず、保険者(バーチャル保険者)も保険契約者も同一メタバース内のアバター等であるとする、そして、当該メタバース内のアバターや財産を保険カバーの対象として、保険契約締結手続も保険給付手続も当該メタバース内で行われるとすると、当該メタバース内で完全に閉じた保険となる。つまり、当該メタバース内でのみ成立して、

³² ただし、現実空間の保険監督法がメタバース内においても適用されるという立場では(前述 3(1)①参照)、適用される保険監督法次第では、ⅢM 類型の保険を締結する際に、アバターの背後にいる現実空間の法主体の常居所地の把握をバーチャル保険者に対して求めることになるのかもしれない。その場合であって、かつ、メタバースを同項における「地」に該当しないとする立場をとるときには、同項の適用除外には該当しないことになる。

効力を持つ保険(あるいは、類似保険)であると言える³³。一種のオンラインゲームの世界と同じである。もちろん、アバター等の背後には現実空間の法主体が通常は存在するが(ただし、AI アバターのように、アバターの背後にいる現実空間の法主体の存在が自明でなかったり、特定が困難であったりすることもある)、それは世界中からプレイヤーが参加するオンラインゲームでも基本的には同じである。

3. 5. 2. 1. 現実空間の公法

このように特定のメタバース内で閉じているⅢM 類型の保険に関して、メタバース内において、現実空間の保険監督規制を始めとする監督法を適用すべきか否かが一応は問題となる。

そこで検討するに、第 1 に、このような保険は一種のオンラインゲームの世界であると捉えれば、金融規制を始めとする現実空間の監督法を、メタバース内において直接に適用する必要はないと言えるだろう。そもそも、オンラインゲームの世界の内部において何が行われようと(たとえば、世界に散在する現実世界のプレイヤーがオンラインゲームに参加して、一定の利用規程や制約等(それが、当該ゲームの「法」である)の下で喧嘩をしたり、殺し合いをしたりしても)、現実空間の規制当局が当該ゲームの世界に入り込んで直接に規律を及ぼしたり、裁判をしたり、執行したりする訳ではない³⁴(もちろん、国家や規制団体等が、現実空間において、オンラインゲームの方法、内容、結果等について一定の規制を行うことはある)。

第 2 に、メタバース内において、単なるゲームではなくて、広範な経済活動が行われることがある。その場合に、現実空間における金融規制を始めとする監督法を適用すると、メタバースの発展を阻害しかねない。そのため、現実空間の監督法を、少なくともメタバース内では適用すべきでないと言えよう。

第 3 に、仮に、メタバース内でも、金融規制を始めとする現実空間の監督法を適用するとしても、現実空間におけるどの法域の監督法を適用すべきかを簡単には決めることができないと考えられる(この点は保険募集規制の適用可否に関して前述 3(1)②(a)で若干の検討を行った)。たとえば、自国民に影響を及ぼす可能性を判断基準にすると、全世界からアクセスが可能なメタバースには、全世界あるいは多数の国の監督法が適用されることになってしまい、メタバース内において保険制度を始めとする諸制度が全く発展しないことになるであろう。

³³ ⅢM 類型というバーチャル保険の保険約款においても、現実空間の特定の法を契約準拠法として指定しておくことも可能であろう。吉澤(2023)55 頁注 19 参照。

³⁴ ただし、本文で述べたことは、現在に至る従来 of 国家実行に過ぎない。理論的には、国家は、仮想空間内部において規律管轄権や司法管轄権を行使することが全く排除されている訳ではない。また、ある仮想空間が自国領域内にあると捉えることができれば、理論的には執行管轄権の行使も可能であろう。

以上の検討結果からすると、ⅢM 類型の保険であつて、保険者(バーチャル保険者)も保険契約者も同一メタバース内のアバター等である場合には、当該メタバース内においては、現実空間の保険監督法を適用すべきでないと考えられる³⁵。この立場では、ⅢM 類型の保険には、現実空間における世界各国の保険監督法がメタバース内では適用されないことになるので、メタバース内においては、誰でも、あるいは、どのアバター等でも、保険業を自由に営むことができることになる。ただし、当該メタバースに適用される現実空間の利用規約(通常は、メタバースを運営する運営者が設定する)には事実上拘束されるであろうし(違反した場合には、当該メタバースを利用できなくなる可能性がある)、また、メタバース内で独自に設定された「法」がある場合には、当該「法」に従う必要がある(あるいは、利用規約やメタバース「法」に反する行為は、実行できないようにシステム設計がなされたり、実行すると当該アバター等に自動的にペナルティが科されるシステム設計がなされたりすることになる)。

同様に、メタバース内で完全に閉じている出来事に関しては、当該メタバース内においては、現実空間の他の公法(刑事法、租税法、競争法等)も基本的には適用すべきでないと考えられる。たとえば、オンラインゲームやメタバースにおいて自分のキャラクターやアバターを操作して他のキャラクターやアバターを「殺害」しても、当該ゲーム内や当該メタバース内において、現実空間の刑事法に基づいて、加害キャラクターや加害アバターが殺人罪(キャラクターやアバターを「人」と捉えた場合)、あるいは、器物損壊等罪(刑法 261 条。キャラクターやアバターを「物」と捉えた場合)、あるいは、サイバー犯罪対策規定である不正指令電磁的記録作成等罪(刑法 168 条の 2)や電子計算機損壊等業務妨害罪(刑法 246 条の 2。両条とも、キャラクターやアバターを「電磁的記録」と捉えた場合)に問われるべきではないだろう。また、あるオンラインゲームやメタバースの中でしか使用できないコインやトークンを大量に獲得しても、当該ゲーム内や当該メタバース内において、現実空間の租税法に基づいて、当該キャラクターや当該アバターが課税されるべきではないだろう。さらに、あるオンラインゲームやメタバースにおいて、当該オンラインゲームや当該メタバースの中で形成されている市場に向けたカルテルが行われても、当該ゲーム内や当該メタバース内において、現実空間の競争法に基づいて、カルテルに参加したキャラクターやアバターが摘発されるべきではないであろう。

もちろん、オンラインゲーム内やメタバース内で完全に閉じた出来事であっても、現実空間において、現実空間の法が適用される可能性は残る。上述の例で言え

³⁵ AMT メタバース法務研究会(2024) 185 頁も、メタバースにおける取引が「現実世界と接点を有する場合には、金融規制が適用されるのかを検討する必要がある」と述べる。換言すると、メタバースにおける取引が「現実世界と接点」を持たない場合には、現実空間の金融規制が適用されないことになる。

ば、現実空間において、キャラクターやアバターの背後にいる現実空間の法主体が、不正指令電磁的記録作成等罪や電子計算機損壊等業務妨害罪に問われたり³⁶、課税がなされたり³⁷、カルテルとして摘発されたりする可能性は否定されない。

3. 5. 2. 2. 現実空間の私法

公法と同様に、少なくとも完全に閉じた仮想空間の内部においては、保険契約法を始めとする私法関係の規律に関しても、いかようにも構築できる筈である。たとえば、アバターを現実空間の自然人と同様に取り扱うこともできよう³⁸、アバター等間の権利義務関係を自由に設定することもできる筈である。換言すると、ⅢM 類型の保険に関しては、少なくともメタバース内においては、現実空間の私法をそのまま適用する必然性はないと考えられる。

もちろん、ⅢM 類型の保険であっても（広くはメタバース内で完全に閉じた出来事であっても）、現実空間における私法関係に全く影響が生じない訳ではない。たとえば、ⅢM 類型の保険を利用した詐欺がメタバース内で行われ、その結果、あるアバターの背後にいる現実空間の法主体に財産的被害が発生した場合には、現実空間において損害賠償責任が発生する可能性がある（ただし、少なくとも日本の国際私法では、適用されるべき不法行為法が簡単には決まらないという問題がある。前述 3(4)②参照）。

³⁶ AMT メタバース法務研究会 (2024) 150 頁参照。

ただし、別の視座からすると、メタバース内での他のアバターによる「住居」への侵入は、不正指令電磁的記録作成等罪や電子計算機損壊等業務妨害罪や不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反といったサイバー犯罪ではなく、物理的侵入を罰する住居侵入等罪（刑法 130 条）と捉えることになるのかもしれない。西貝 (2023) 43-45 頁参照。

³⁷ メタバースの一つであるセカンドライフにおいて、ある利用者がセカンドライフ上の「土地」を購入し、区画に分けて再設計し、他の利用者に賃貸して、賃貸料をリンデンドル（セカンドライフ上でのみ使用できるトークン）を得た。ドイツ連邦財政裁判所 2021 年 11 月 18 日判決 (BFHE 274, 355) は、この賃貸収益がドイツの付加価値税の対象にならないと判断したとのことである（小笠原 (2024) 132 頁注 30 参照）。

他方、AMT メタバース法務研究会 (2024) 230-231 頁は、日本の消費税では、所在不明資産の譲渡・貸付に関しては、譲渡人・貸付者の譲渡・貸付に係る事務所等の所在地で内外判定（国内で取引が行われたか否かの判定）を行うので（消費税法 4 条 3 項 1 号括弧書、同法施行令 6 条 1 項 10 号）、譲渡人・貸付者が日本に在る人や法人であれば課税対象になるとする（NFT (Non-Fungible Token) はメタバースには限定されるものではないが、同書は NFT 取引に関する国税庁 (2023) 問 12 を参照する）。

³⁸ たとえば、アバターを被保険者とする死亡保険契約も想定できよう（ただし、当該メタバースにおいては、アバターに「死亡」の可能性があることが前提となる）。

4. 結論

本稿では、メタバース保険に適用される法を検討すべく、まずはメタバース保険を保険カバーの対象の所在と保険契約締結手続の実施場所とでⅡ類型～Ⅳ類型に3分類し、さらに、それぞれの類型を保険受益者の所在でR類型とM類型に二分した。そのうえで、各類型のメタバース保険に関する適用法を検討したが、各類型において以下のような問題があることが明らかとなった³⁹。

すなわち、IVR 類型の保険（現実空間の人や財産を保険カバーの対象とし、現実空間の法主体を保険受益者として、仮想空間において保険契約締結手続が行われる保険）は、通信販売と同様に捉える考え方が一般的である。しかしながら、現実空間における通信販売とは異なるもの、すなわち、別空間における一種の「対面」販売と捉えることも可能であり、その場合には保険募集主体規制（保険業法 275 条）の適用有無が問題となる。また、メタバースにおける「法」が整備されているのであれば、少なくとも当該メタバースにおいては、当該「法」を適応することも考えられる（前述 3（1））。

ⅡR 類型の保険（仮想空間のアバターや財産を保険カバーの対象とし、現実空間の法主体を保険受益者として、現実空間において保険契約締結手続が行われる保険）に関しては、海外直接付保規制（保険業法 186 条）におけるリスク所在地が問題となる。

³⁹ 6 類型のメタバース保険のうち、IVM 類型の保険に関しては、現時点では想定しにくいので（以下に述べるとおり、最も先進的なバーチャル保険である）、適用法を検討しなかった。

IVM 類型の保険とは、現実空間にある人や財産を保険カバーの対象として、メタバースにおいて保険契約締結手続も保険給付も行われる保険である。つまり、メタバースにおいて活動するアバター等が保険契約者や保険受益者となり、バーチャル保険者が保険者となる保険契約である。メタバース内完結型であるので、一種のバーチャル保険であるとも言える。

こうしたIVM 類型の保険が利用される経緯としては、次の二つが考えられる。一つは、現実空間の保険からの逃避である。すなわち、現実空間の人や財産に関する保険需要が存在するものの、現実空間のⅠ類型の保険に何らかの障碍が存在するため（たとえば、保険商品の不存在や保険者による引受制限、高すぎる保険料、信頼できる保険者の不存在、海外直接付保規制）、IVM 類型の保険が当該保険需要の受け皿となる事態である。

もう一つは、メタバースの経済発展による現実経済の吸収である。すなわち、あるメタバースが非常に発展し、経済や金融・保険が当該メタバース内で確固たるものとなれば、当該メタバース内のリスクのみならず、他のメタバース内におけるリスク、あるいは、現実空間におけるリスクも、当該メタバース内で保険が手配され、保険給付も行われるようになる事態である。

仮想空間のアバター等は、日本という現実空間に所在しているものではないとも考えられるからである(前述 3(2))。

ⅢR 類型の保険(仮想空間のアバターや財産を保険カバーの対象とし、現実空間の法主体を保険受益者として、仮想空間において保険契約締結手続が行われる保険)は、ⅣR 類型の保険で生じる上述の問題と、ⅡR 類型の保険で生じる上述の問題の両者が生じることになる(前述 3(3))。

ⅡM 類型の保険(仮想空間のアバターや財産を保険カバーの対象とし、仮想空間のアバター等を保険受益者として、現実空間において保険契約締結手続が行われる保険)に関しては、ⅡR 類型の保険で生じる上述の問題の他、さらに、アバター等の法主体性に関する適用法や、不法行為準拠法が問題となる(前述 3(4))。

ⅢM 類型の保険(仮想空間のアバターや財産を保険カバーの対象とし、仮想空間のアバター等を保険受益者として、仮想空間において保険契約締結手続が行われる保険)に関しては、ⅢR 類型の保険で生じる上述の問題、および、ⅡM 類型の保険で生じる上述の問題の他、さらに、準拠法指定がなされていない場合の保険契約準拠法や、現実空間の法の適用可否が問題となる(前述 3(5))。

以上のように、メタバース保険に関する法律関係については、第 1 に、適用法に関して様々な問題が生じること、第 2 に、適用法の問題の生じ方は、メタバース保険の類型毎に異なることが明らかとなった。今後は、こうした法の適用関係をめぐる問題の解決策を検討する必要があるが、別稿に譲ることとしたい。⁴⁰

参考文献

- (ウェブサイトは、注記のものも含めて、全て 2024 年 7 月 12 日が最終閲覧日である)
- アンダーソン・毛利・友常法律事務所 (AMT) メタバース法務研究会 (2024)『メタバースと法』金融財政事情研究会
- 小笠原奈菜 (2024)「メタバースにおける消費者保護」東京都立大学法学会雑誌 64 巻 2 号
- 奥田安弘 (2009)『国際私法と隣接法分野の研究』中央大学出版部
- 金子雄介＝間瀬英之 (2022)「国内外で本格化するメタバースのビジネス活用」金融財政事情 2022 年 10 月 11 月号
- 久保田瞬＝石村尚也 (2022)『メタバース未来戦略』日経 BP
- 国税庁 (2023)「NFT に関する税務上の取扱いについて(情報)」 Available at <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/0022012-080.pdf>.
- 櫻田嘉章＝道垣内正人編 (2011)『注釈国際私法 第 1 巻』有斐閣
- 澤木敬郎＝道垣内正人 (2018)『国際私法入門』(8 版)有斐閣

⁴⁰ 本研究は公益財団法人かんぼ財団令和 6 年度の研究助成による成果である。

- 竹下啓介(2023)「メタバースと国際私法 ―序論的検討」有斐閣 Online2023年1月30日
公開
- 道垣内正人(1997)「サイバースペースと国際私法 ―準拠法及び国際裁判管轄問題」ジュ
リスト1117号
- 西貝吉晃(2023)『メタバース刑法』の可能性」法学セミナー817号
- 法例研究会(2003)『法例の見直しに関する諸問題(1) ―契約・債権譲渡等の準拠法に
ついて―』別冊NBL80号
- メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応に関する官民連携会議(本稿
では、メタバース官民連携会議という)(2023)「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新た
な法的課題等に関する論点の整理」 Available at
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/metaverse/pdf/ronten_seiri.pdf.
- 横溝大(2020)「インターネットと抵触法―デジタルプラットフォームの発展を踏まえて」民商
法雑誌156巻1号
- 吉澤卓哉(2016)「通信による保険の越境取引に関する規制の在り方(1)(2完)」損害保険
研究78巻1号、2号
- 吉澤卓哉(2017)「外国居住者を保険契約者兼被保険者とする生命保険契約の準拠法
―東京地判平成25年5月31日を素材として―」生命保険論集199号
- 吉澤卓哉(2023)「現実空間におけるメタバース(仮想空間)向け保険に関する法的論点」
損害保険研究85巻3号
- Burnstein, Matthew (1996) Conflicts on the Net: Choice of Law in Transnational Cyberspace,
Vanderbilt Journal of Transnational Law 29 (1).
- Cheong, Ben Chester (2022) Avatars in the metaverse: potential legal issues and remedies,
International Cybersecurity Law Review, Published online: Jun 7, 2022.
- Dibbel, Julian (1994) A Rape in Cyberspace of How an Evil Clown, a Haitian Trickster Spirit,
Two Wizards, and a Cast of Dozens Turned a Database into a Society, *The Village Voice*,
pp. 36-42, Dec. 21, 1994. (木實新一訳「サイバースペースにおけるレイプ 邪悪な道化
師、ハイチのペテン師の霊、2人の魔法使い、そして数十人の役者たちがデータベースを
社会に転じた経緯(前編・後編)」bit30巻3号(1998年)、30巻4号(1998年))
- Freeman, Guo *et al.* (2022) Disturbing the peace: Experiencing and mitigating emerging
harassment in social virtual reality, *Proceedings of the ACM on Human-Computer
Interaction*, Vol. 6/CSCW1, No. 85, <http://dx.doi.org/10.1145/3512932>.
- Lutzi, Tobias (2018) Private Ordering, the Platform Economy, and the Regulatory Potential
of Private International Law, in Ilaria Pretelli ed, *Conflict of Laws in the Maze of
Digital Platforms*, Schulthess Éditions Romandes, CH.
- Mills, Alex (2015) The law applicable to cross-border defamation on social media: whose

- law governs free speech in 'Facebookistan'?, *Journal of Media Law* 7 (1).
- Mooij, Annelieke (2024) *Regulating the Metaverse Economy, How to Prevent Money Laundering and the Financing of Terrorism*, Springer, NL.
- OECD (2024) *OECD Digital Economy Outlook 2024, Volume 1*, OECD, FR.
- PwC (2022) The impact of the metaverse on the insurance industry, Jul 15, 2022. (邦訳: 「企業のためのメタバースビジネスインサイト: 保険業界にメタバースが与えるインパクト」)
Available at <https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/metaverse/vol06.html>.